

第7期計画に向けた介護保険施設等の整備方針について

介護保険事業課
平成29年10月16日

1 第6期計画期間における整備状況

第6期計画（平成27年度～平成29年度）における施設整備は、「要介護2～5の認定者数の37%」を目標として設定したところである。

これまで、これに沿って施設整備を進めてきたところであり、実際の整備状況は次に示すとおり、概ね予定した整備が進んでいる。

【第6期計画期間における施設整備の状況】

	特養	老健	GH	特定施設	備考	
平成26年度末総数	3,000	2,152	1,645	3,516		
第6期	平成27年度	249	0	36	54	※ 各年度の整備数は、竣工数を記載した（H29は年度途中のため、竣工予定・指定予定のもの及び今後募集する分も含む。）。
	平成28年度	240	0	18	0	
	平成29年度	160	-19	99	320	
	合計	649	-19	153	374	
平成29年度末の総数	3,649	2,133	1,798	3,890	※ 中長期指針での特定施設の目標値は、介護専用型のみのものであるため、第6期計画の目標値とした。	
中長期指針のH29目標値	3,649	2,152	1,807	3,946		
（達成率）	100.0%	99.1%	99.5%	98.6%		

2 施設利用待機者の状況

第6期においては、ほぼ整備目標に沿った施設整備を行ってきたが、施設利用の待機者については、減少傾向にあると言いつつも、未だに解消されておらず、多くの待機者がいる状況にある。このすべてを地域包括ケアシステムの構築・進展により在宅サービスを充実させる等によって解消することは困難であり、当面、施設整備は続ける必要がある。

【待機者数の推移（特養・GH）】

		特養				GH			
		定員数	(前年比)	待機者数	(前年比)	定員数	(前年比)	待機者数	(前年比)
第5期	平成24年度	2,621	...	1,947	...	1,537	...	170	...
	平成25年度	2,730	104.2%	1,830	94.0%	1,588	103.3%	162	95.3%
	平成26年度	2,840	104.0%	2,043	111.6%	1,616	101.8%	134	82.7%
第6期	平成27年度	3,000	105.6%	2,114	103.5%	1,627	100.7%	140	104.5%
	平成28年度	3,249	108.3%	1,773	83.9%	1,643	101.0%	127	90.7%
	平成29年度	3,489	107.4%	1,550	87.4%	1,669	101.6%	144	113.4%

※ いずれの数値も、4月1日時点の値。特養の待機者には要介護3未満も含む。

※ 平成28年度に特養の待機者数が減少したのは、入所要件が変更されたことが大きく影響している。

3 第7期計画期間中における整備方針について

① 第7期計画に向けて高齢者人口の推計を新たに設定することとなるが、「第6期計画」及び「中長期指針」を定めた時点における推計値よりも減少する見通しである。このことにより、認定者数の推計値も減少するため、平成32年度における施設整備数を「要介護2～5の37%」で算定すると同指針で定めた施設整備数を下回る可能性が高い。

しかし、依然として施設サービスに対するニーズが高いことを踏まえ、第7期計画期間中の施設整備は、中長期指針に定めた整備量を目標として行うこととする。

② このうち老健については、中長期指針には国の動向等を踏まえて決定することとされているだけで、具体的な目標量を定めていないが、現在、稼働率が平均で約88%と空床が存在するため、現時点では平成32年度の整備目標量は拡大せず、現状の水準を維持することとしたい。ただし、施設入所から在宅生活への移行において重要な機能を有した施設であることから、必要が生じた際には随時見直しを行うこととする。

③ そして、第8期以降の施設整備数については、平成37年度を見据え、地域包括ケアシステムの構築の進捗、在宅サービスの参入状況、利用待機者の状況などを踏まえ、「要介護2～5の37%」を整備数の目標値として採用するかどうかも含めて、検討を行うこととする。

【中長期指針による第7期計画期間における整備の方針】

	特養	老健	GH	特定施設	
平成29年度末総数	3,649	2,133	1,798	3,890	
第7期	平成30年度	160	国の動向等を踏まえて決定	54	80
	平成31年度	160		54	160
	平成32年度	240		72	80
	合計	560		180	320
平成32年度末の目標値	4,209		1,978	4,210	
平成37年度末の目標値	5,169		2,293	4,563	

※ 老健については、中長期指針では具体的な整備数を示さず、国の動向等を踏まえて決定するとしている。

※ このほか、具体的な数値は示していないが、サービス付き高齢者住宅（サ高住）の供給促進を図ることとされている。

4 今後の施設整備における課題について（整備手法の見直し）

- 介護保険施設等における公募に際し、応募する事業者数が減少傾向にある。この傾向は一過性のものでなく、社会情勢や介護保険制度（例えば、職員や場所の確保が難しくなっていること、報酬改定（減額改定）による経営状況の悪化など）が背景にあるものと考えられる。

一方、既に指定を受けている事業所においても、事業経営上の理由で、定員を縮小したり、施設の全部を利用に供せないケースや、他の事業所との統廃合や休止・廃止したりするケースもあることから、施設整備量を計画し、整備費用の一部を助成するだけでは、必要な事業参入がなされないおそれもある。



- ★ 以上のことから、今後の施設整備を効果的に実施するため、これまで行ってきた、人材の確保に向けた取り組み、市有地や国有地等で条件に合ったもの活用、整備に関する助成などに引き続き取り組むことに加え、第7期計画が始まる来年度からの新たな取り組みとして、従来の整備手法を見直し、柔軟な整備手法を採用することとしたい。（今後更に検討を進め、第7期計画の中に柔軟な手法により整備を進める旨の記述を加えることとしたい。）

手法例① 多床室併用を可能とすること。（特養）

ユニット型は従来型居室（多床室）と比べて、プライバシーに配慮され、小規模のユニットを単位とした細かなサービス提供が可能である等といったメリットがあるものの、逆に、多床室には、利用者負担額が低く抑えられること、職員配置が柔軟にできること、ユニット型と比べて事故、急変などを早期発見しやすい等のメリットもある。（長所と短所が表裏の関係）

このことから、本市では来年度の公募から、ユニット型整備のみを認めてきた手法を改め、定員の一定割合（30人以上、定員の半以下）を多床室にすることを認めることとする。

なお、千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の規定では、居室の定員を原則として1人としつつ、市長が特に必要と認める場合は「4人以下」とすることも可能である。

手法例② 既存施設の増床、他サービスからの転換を可能とすること。（特養、GH）

これまで、特別養護老人ホームの整備は、「新規整備」、「定員80人」、「短期入所20人の併設」かつ「ユニット型での整備」を要件に公募を実施してきたが、減額の報酬改定や、介護人材の不足など社会的・制度的要因により経営が厳しくなっていることから、現行の手法による整備に加えて、比較的小規模な施設における経営安定化等を図るため、既存施設を有効に活用した整備手法を取り入れることとしたい。（右図を参照）

また、グループホームについては、現在の公募において3ユニット（定員27人）の整備を認めているため、既存施設の規模は、1ユニットから3ユニットまでと大きな開きがある。一般に、規模の小さい事業所は、利用者の入退所による経営への影響が大きく、また、経営改善の選択肢も小さいことから、来年度からの公募に際しては、より規模の小さい事業所を優先しての増床（定員拡大）による整備を取り入れることとしたい。

なお、今年度の公募における追加募集の手法として、試験的に現在1ユニットの事業所を優先して増床による整備事業者の募集を行うことを予定している。

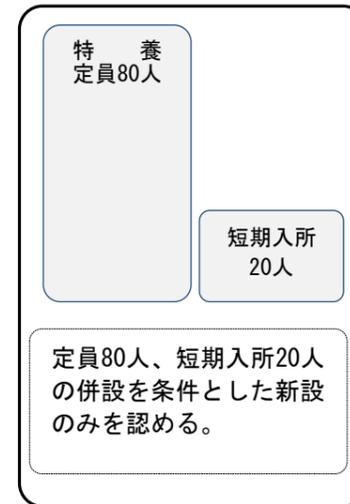
【市が行った公募に対する応募件数の推移（特別養護老人ホーム）】

		特養		
		募集数	応募数	
第5期	平成24年度	1	14	※ 国有地1（稲毛海岸）。これと別にURが幸町団地に1か所選定。
	平成25年度	3	15	※ 国有地1（畑町）+広域型1+地域密着型1。これと別に和陽園を増床。
	平成26年度	3	10	※ 市有地2（真砂及び宮野木）+広域型1
第6期	平成27年度	2	6	※ 広域型2
	平成28年度	2	6	※ 国有地1（轟町）+広域型1
	平成29年度	2	3	※ 広域型2

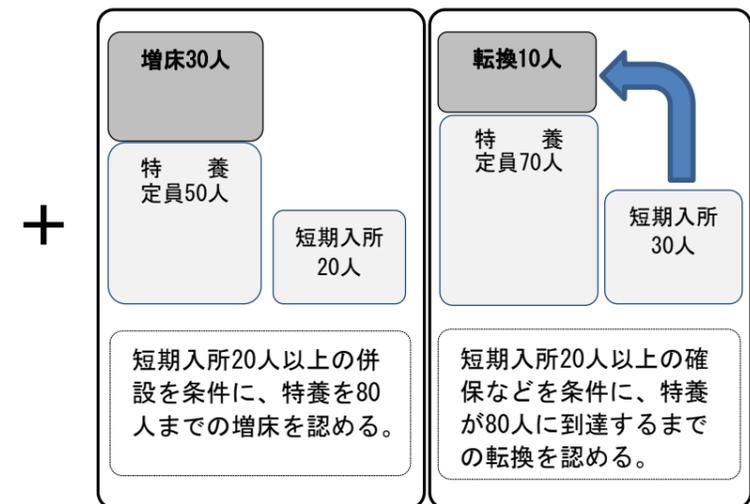
【参考】特養の整備における柔軟な手法の例

※ 定員80人+短期入所20人の整備例（定員を80人としている点などについても検討を行う。）

【現行の整備手法】

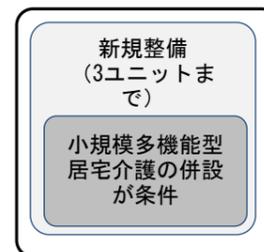


【新たに柔軟な整備手法を取り入れる例】

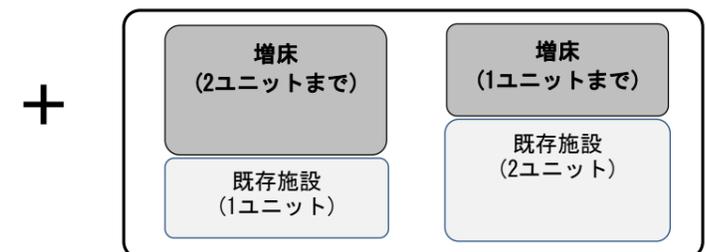


【参考】グループホームの整備における柔軟な手法の例

【現行の整備手法】



【新たに柔軟な整備手法を取り入れる例】



※ 小多機の併設についても検討が必要。